

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

**事業主には、労働者に対して、心理的な負担の程度を把握するために、ストレスチェックを実施しなければならない。**

平成 26 年 6 月 25 日（水）付けの官報（号外第 141 号）によりますと、事業主には、労働者に対して、心理的な負担の程度を把握するために、ストレスチェックを実施しなければならない。と書かれています。

ここで、より正確に書きますと、以下ようになります。

#### 労働安全衛生法

（サブタイトルとして、心理的負担の程度を把握するための検査等と言う記載になっております。）

#### 第 66 条 10

事業主は、労働者に対して厚生労働省令で定めるところにより医師、保健師その他厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 前半略。当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで当該労働者の検査の結果を事業主に提供してはならない。

9 月 26 日現在までで、厚労省内では、ストレスチェック項目等に関する検討会で、中間とりまとめの段階まできています。条文や厚労省の中間まとめ等を参考にして、事業主として、知っておくべきことを以下に述べます。

①改正労働安全衛生法第 66 条の 10 には、労働者の受診の義務についての記載がない。

そのことは、法律の条文を理解する上からわかることは、労働者には、受診の義務はないということです。また、これを受けなかった場合に法令に違反することはありません。

②常時使用する労働者が、対象と言うことは、週 30 時間以上の常用労働者を考えればよいということです。

③検査項目については、3 つの領域から構成されています。

ストレス要因、心身のストレス反応、周囲のサポートからの 23 項目を考えています。

東京医科大学のメンタルヘルス対策に関する研究（57 項目）の改善によります。

④派遣労働者の扱いは、派遣元で実施することになります。当然のこととして、一般定期健康診断も派遣元で実施することになっております。

⑤一般健康診断の自覚症状の有無の検査（いわゆる医師による「問診」）は、労働者の身体症状のみならず、精神面の症状も同時に診ることにより、総合的に心身の健康の状況を判断するものであり、問診に含める検査項目について、事業場における労働者の健康管理を目的とするものであれば、原則として制限すべきではありません。

・一方で、労働安全衛生法第 66 条第 1 項において、同法第 66 条の 10 に規定する検査（ストレスチェック）は健康診断から除くこととされたため、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを健康診断の問診として実施することはできません。最後に、私が作成した社労士ニュース 7 月号も参考にして下さい。